



2023年1月25日

各位

会社名 株式会社くろがね工作所
代表者名 代表取締役社長 神足 尚孝
(コード:7997、東証スタンダード)
問合せ先 取締役経営管理本部長 森 吉武
(TEL. 06-6538-1010)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年2月27日開催予定の第103回定時株主総会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

会社法の一部改正

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条</u> 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 本会社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p><u>第1条</u> 定款第15条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、<u>2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>2 本附則第1条は、<u>前項の株主総会の日から3カ月を経過した日にこれを削除する。</u></p>
(新設)	

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年2月27日（月）〔予定〕
定款変更の効力発生日 2023年2月27日（月）〔予定〕

以上